

平成26年度立入検査の実施状況及び平成27年度立入検査の重点

平成27年3月11日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

平成26年度立入検査の実施状況

1. 本省

- 経済産業本省の平成26年度立入検査については、平成26年4月から平成27年2月までの間に、①これまで立入検査が未実施の事業者、②これまでに行政処分等を受けた事業者、③前回実施から相当期間を経過している事業者、④平成26年に液化石油ガスに係る事故等が発生した事業者の中から18社(19事業所)を選定し、立入検査を実施した。
- 立入検査の結果、LPガス販売事業者1社で次のような法令違反が確認された。当該社に対し、ガス安全室長の文書による嚴重注意を行った。
 - 一般消費者への質量販売に際し、容器引き渡し時における液石法第14条の規定に基づく書面の未交付、消費設備調査及び周知の未実施
- また、次の事項に関し軽微な不備が確認されたため、それぞれの事業者に対し担当官による口頭注意を行った。
 - ①保安業務に係る委託契約の内容(5件)
 - ②供給設備点検及び消費設備調査等の保安業務の実施状況(5件)
 - ③LPガス販売事業者が一般消費者等と販売契約を締結する際の書面の記載状況(1件)
 - ④質量販売の記録書類の記載状況(1件) など

2. 産業保安監督部

- 経済産業省産業保安監督部の平成26年度立入検査については、平成26年4月から12月までの間に、概ね本省と同様の考え方で対象事業者を選定し、92社(98事業所)の立入検査を実施した。
- その結果、5社(10件)において重大な法令違反(定期供給設備点検及び定期消費設備調査について、法定期限内の未実施、バルク供給設備の定期点検の未実施及びバルク貯槽の安全弁の検査未実施、質量販売における消費設備調査の未実施等)が確認されたため、それぞれの事業者に対し産業保安監督部長による行政指導(嚴重注意又は改善指示)を行った。また、次の事項に関し軽微な不備が確認されたため、それぞれの事業者に対し担当官から口頭又は文書による注意を行った。
 - ①保安業務に係る委託契約の内容(1件)
 - ②供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況(7件)
 - ③保安教育の実施状況(1件)
 - ④保安業務を委託している場合の実施結果の確認等業務主任者が行う職務の実施状況(1件)
 - ⑤質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況(3件) など

平成27年度立入検査の重点

- 平成27年度立入検査においては、過去に行われた立入検査で確認された法令違反等を踏まえ、引き続き、次に掲げる事項を重点的に確認することとする。
 - (1)保安業務に係る委託契約の内容
 - (2)供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況
 - (3)液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
 - (4)液石法第16条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
 - (5)バルク貯槽の安全弁の交換作業の実施状況
 - (6)保安教育の実施状況
 - (7)保安業務を委託している場合の実施結果の確認等業務主任者が行う職務の実施状況
 - (8)液化石油ガス機器の経年管理状況
 - (9)LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
 - (10)質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況

平成26年度立入検査等の結果について

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成26年5月14日 (水)	(株)カネコ商会	酒田営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・質量販売における供給開始時点検・調査で、平成25年：10件中8件、平成24年：9件中5件において用途等の記載がないものがあったので確認して記載すること。
2	平成26年5月15日 (木)	東部液化石油(株)	秋田支店	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3	平成26年5月22日 (木)	サカキ産業(株)	石川営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・容器交換時等供給設備点検の不適合事例について、同じ不適合が定常化している一般消費者に関し、不適合結果を速やかに液化石油ガス販売事業者へ通知した結果を保存していない事例が見受けられた。このため、過去の点検結果を基に消費者と不適合事例を整理し、早急に液化石油ガス販売事業者へ通知すること。
4	平成26年5月23日 (金)	宇野酸素(株)	福井営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
5	平成26年5月27日 (火)	フジホームサービス(株)	本店	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・認定液化石油ガス販売事業者が定める運営管理規程で、監視員は、夜間は転送システムにより自宅に対応と規定されているが、実際は宿直体制を敷いているため、実態に合わせ運営管理規程を見直すこと。
6	平成26年5月28日 (水)	テクノ矢崎(株)	情報センター	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・緊急時連絡業務を受託している液化石油ガス販売事業者42者との間で委託契約書が締結されていないことが判明したため、速やかに委託元の液化石油ガス販売事業者へ働きかけ委託契約を締結すること。
7	平成26年8月1日 (金)	西日本液化ガス(株)	大分支店 大分営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
8	平成26年8月8日 (金)	大丸エナウイン(株)	滋賀支店 長浜営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
9	平成26年9月12日 (金)	東綱商事(株)	北上営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

平成26年度立入検査等の結果について

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
10	平成26年9月26日 (金)	イワタニ福島(株)	福島営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・緊急時対応及び緊急時連絡において、帳簿等の記録を確認し、3件について緊急時対応を行った者の氏名が抜けていたため、調査して記入すること。 ・液石法第14条の書面交付について、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときに、保安業務を行う保安機関の名称等を記載することになっているが、販売契約締結時点で、委託契約が未締結の保安機関の名称等を記載した書面を一般消費者に交付していたので、今後、適切な書面を交付すること。
11	平成26年10月2日 (木)	伊藤忠エネクス ホームライフ西日本(株)	徳島営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務委託契約書に、規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 ・周知の記録に、消費者を訪問した年月日が記載されていたが、不在等で再度訪問し周知を実施した消費者については、最終的に周知を実施した年月日が記載されていなかったことから、液石法施行規則第131第2項で規定する周知を行った場合に記載すべき事項の周知の年月日は、最初に訪問した年月日だけではなく、周知を実施した年月日を記載すること。
12	平成26年10月3日 (金)	ツバメ産業(株)	徳島営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務委託契約書のうち2件に、規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 ・委託契約書の締結日が未記入であったもの、保安業務実施結果の報告期限日を記入する欄が未記入であったものについては、契約者にも確認して記載すること。 ・保安台帳に記載されている配管の図面と埋設配管台帳の整合性が取れていないことから、確認して整理すること。 ・容器交換時等供給設備点検で、平成26年5月～9月の点検記録のうち結果未記入のものが2件あったので、確認して記入すること。 ・保安業務用機器の校正記録が確認できなかったことから、校正の状態について確認し報告すること。 ・貯蔵施設の貯蔵量の表示が2カ所あったが、9,600kgと9,640kgと異なる数字が記載されていたため、正しい方の数字に修正すること。 ・法第14条の書面の内容について、消費者に交付した委託先保安機関の一覧も保存しておくこと。
13	平成26年10月15日(水)～10月16日(木)	北日本物産(株)	本社 及び 福井支店	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

平成26年度立入検査等の結果について

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
14	平成26年12月2日 (火)	(株)イング コーポレーション	スーパーTOMS あんしんセンター	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務委託契約書のうち2件に、液石法施行規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(平成26年10月22日付け20140901 商局第3号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 ・保安業務委託契約書の契約締結日が未記入であったものないし保安業務の責任分担が明確に記載されていないものについては、契約者にも確認して、記載すること。
15	平成26年12月3日 (水)	(株)東京 テレマーケティング	ミツウロコ コールセンタ	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
16	平成27年1月22日 (木)	伊丹産業(株)	新見工場	指摘あり	室長の文書による 嚴重注意及び口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう、以下のガス安全室長の文書による嚴重注意(①)及び口頭注意(②)を行った。 ①嚴重注意 平成26年12月23日に消費者の一人が軽傷を負った火災事故について、事故の原因となった貴社の質量販売について点検を行ったところ、供給開始時(容器の引渡し時)に、液石法第14条の規定に基づく書面の未交付、消費設備調査及び周知の未実施を確認したので、このような事態を二度と生じさせないよう、以下の自己点検及び再発防止策を策定し、報告すること。 ・貴社で行っている質量販売において、他に類似の行為(容器の引渡し時に、液石法第14条書面の未交付、消費設備調査及び周知の未実施)が行われていないかどうか自己点検を実施すること。 ・貴社における質量販売に関する法令遵守の徹底及び従業員の保安教育の実施を内容とする改善計画を策定し、これを実施すること。 ②口頭注意 ・供給設備の工事において、供給管の工事を委託して行った場合、委託先に対して、工事終了後、液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講じること。 ・緊急時連絡において、一般消費者等から自宅待機の社員に転送する場合の連絡先は、携帯電話ではなく、固定電話とすること。

平成26年度立入検査等の結果について

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
17	平成27年1月27日 (火)	太平産業(株)	高萩営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・容器交換時等供給設備点検で、点検の結果、「否」となった供給設備について、社内規定では、4日以内に、対応を行うと規定されているにもかかわらず、2ヶ月近く経て処理を行ったものがあつたため、最近の容器交換時等供給設備点検の記録を再度見直し、社内規定上、処理を要する案件があれば速やかに再点検等を行うようにすること。 ・容器交換時等供給設備点検を行っている者が、他社からの出向契約に基づく従業員であり、出向基本協定書等に基づき点検を実施していたが、当該協定書等には、出向者が保安業務を行う際の責任の所在が規定されておらず、点検業務実施に係る社内マニュアル等も存在しなかったため、協定書等を見直し、保安業務に係る責任の所在を明確にすること。 ・緊急時対応において、帳簿等の記録を確認し、9件について緊急時対応を行った者の氏名等が抜けていたため、調査して記入すること。
18	平成27年2月5日 (木)	上村運送(株)	本社	指摘なし	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・容器交換時等供給設備点検について、社内規定で定めている点検方法と、実際に点検を行う際の点検票における点検方法とで記載内容が異なっている営業所のものがあつたので、社内規定に合わせた点検票に改めること。 ・本社の取締役が各営業所に対して実施した内部監査の記録において、液化石油ガス販売事業者との委託業務契約書の内容に係る確認や一般消費者等の数の確認を各営業所が確実に行ったかの記載がなかった。次回以降の内部監査を実施する際は、これらの確認を行うこと。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし: 法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり: 法令違反についての指摘事項があつたが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり: 文書による行政指導があつた場合(法令違反についての指摘事項があつた場合を含む。)

行政処分あり: 行政処分があつた場合(法令違反についての指摘事項があつた場合を含む。)